

終章 男女平等は時代の流れ



北京の第4回世界女性会議で、大阪の女性たちを中心に開いたワークショップは各国の女性で熱気いっぱい（1995年）

34 空の半分は女性が支える

《空の半分は女性が支えている》——すてきな言葉ですね。国連特別総会「女性二〇〇〇年会議」会場で売られた布製バッグなど多くの国連グッズにあつた文句。もとは中国の言葉のようですが、ニューヨークの街角で、全世界からやってきた女性たち共通の思いをくつきりと表していました。

さて——一九六〇年代に始まる「男女差別裁判の四十年」の足どりを見ました。その歳月は、世界の女性たちの前進と重なっています。住友セメントの鈴木節子さんが「結婚退職制は憲法違反」の判決をえた翌年、国連第二十二回総会（一九六七年）は「女性差別は人間の尊厳にたいする侵犯である」という「女性差別撤廃宣言」を採択しました。「私はただ、金がほしい金がほしいと思つていただけです」といった秋田厚生連の清野イネさんが「女子五十三歳の差別定年制」撤廃を実現したのは七九年。「女性差別撤廃条約」が国連総会で採択された年です。

この条約を批准する国内法整備として生まれたのが、男女雇用機会均等法（八五年）です。条約の実行を監視する女性差別撤廃委員会の指摘もあつてつくられたのが、父親も母親もとれる育児休業制

度（九二年）……。

世界の女性と手をつなごうと、多くの女性裁判原告が海外活動を強めました。国連女性二〇〇〇年会議のニューヨークでワークショップを開いた住友三社の女性たち。二〇〇一年、ILOに提訴した野村証券労組……。

「最初はロビー活動の仕方わからず、トイレなどで席を外す委員をつかまえてはワーツと訴えて。まるで突撃でした」と住友生命ミセス差別裁判原告の一人、川畑千佳子さんはいいます。国際人権活動日本委員会のツアーに加わって、日本政府報告を審議する国連自由権規約委員会が開かれたジュネーブを訪ねた九三年から、同原告団は毎年のように反論書を送っています。

こうした活動の一つの軸は、国際人権活動日本委員会。ここをセンターとして、多くの争議団や労組が、九三年から毎年、日本政府の政府報告にたいする反論書をつくり、要請団を送ってきて、この活動はことし（二〇〇二年）でもう十年になります。

労働者たちの活動は、国連女性差別撤廃委員会やILO（国際労働機構）が「均等法改正後も男女差別が解消されていない」とくりかえし出した勧告に反映しました。二〇〇一年、日本政府に六十三項目の勧告などが出たジュネーブの社会権規約委員会でロビー活動をした住友生命の浜田浩子さんは「日本政府が『差別は漸進的に解消』というと、外国の委員は『徐々によいのはまちがい。すぐ解消しなさい』ときちつというんですね。男女差別だけでなく、人権全体が世界は大きくすすんでいる。努力すれば私たちがより確かな人権を手に入れることができるし、がんばらなければと痛感し

た」といいます。

女性差別撤廃条約が採択されて二十三年。世界は大きく動きました。でも日本では、その世界の流れと大きな落差があるのが現実です。女性差別をなくすはずの均等法も、同じコースの内部での差別は禁じるが「総合職」「一般職」に分かれていれば「採用区分の違いであつて男女差別ではない」と、企業が女性を差別する口実をさえ与えてきました。育児・介護休業法も、育児休業を分割したり子どもへの病氣看護のために短期の休暇がとれない、休業中の経済的保障がないなど、夫婦が力をあわせて家族的責任をはたせるものにと願ひは、はるか遠いものです。職場では首きりリストラ、パートや派遣の差別、能力主義や成果主義がひろがり、「会社がいつつぶれるかわからない時代に、何が男女平等だ」などの声さえ聞こえる……。

それは単に、「日本は男女平等後進国だから」ということではすまされません。国連女性差別撤廃委員会やILOなどからの度かさなるきびしい批判にもかかわらず、いっこうに改善をしようとしないう日本政府的姿勢こそ、きびしく問われなければならないはずで、その政治こそ、財界や大企業には労基法の改悪策動に励ましを与えているだけではありません。最高裁は最近、労働事件の担当裁判官を集めた会議で「雇用形態が違えば賃金格差は許される」「実定法上、同一労働同一賃金を定めた規定はない」との考えで一致したといひます。司法の場に世界の流れにさからう「男女平等への抵抗勢力」が横行するおおもとにあるのも、その政治なのですから。

「日本文化は特殊である。文化が差別的なことから差別があっても仕方がない」（一九八年、ブリュッセルでの「女性と男性のための機会均等シンポジウム」、花見忠上智大学教授による日本側基調報告）などと世界の流れに背を向ける日本の支配層は、世界からきびしい批判をあびています。とても先進国といえない差別をなくし人間らしく働きたいという女性たちの運動は、これからも、世界の流れと手をたずさえて、さらに力強く前進しなければなりません。

35 男も女も人間らしく……………弁護士坂本福子さん

「あの細い体のどこにあんなエネルギーが」。原告たちはいいます。この本に登場した裁判の大半で原告たちの訴訟代理人をつとめた坂本福子さん。最初は志賀穂子さんの三十歳定年制裁判で、「弁護士になって六年目でした」。女性差別裁判と歩いた三十六年の弁護士生活です。

第一章で紹介したように、提訴をためらう志賀さんは、坂本さんに「あなたがしなくても、だれかがやるでしょう」といわれ、「ひきょう者といわれたような気がして」決意。いつも先生にしかられ反発心をバネにした、と。「でも私はぜんぜん覚えがないの。志賀さんにはよほど私の印象がきびし

かったのでしょうか（笑い）

《権利は眠れる者を保護しない》と、その行動力は大きい。鈴鹿市役所の山本和子さん（賃金差別）が高裁で負けたときは、「この事件は絶対負けられない。判決で負けても運動で勝つ」と必死でした。「組合の支援のないなか山本さんと東京中、あちこちで頭を下げて共闘を広げて」歩いた……。

扱う事件は権利を守る組合がない職場、組合からはじかれたような女性たちが多い。志賀さんが最後の頼みの綱とかけこんだ松本善明法律事務所で、当時数少ない女性弁護士として働いていたのが、坂本さん。組織もない、金もない原告と、喫茶店で勉強会を開いて守る会の会員をふやし、その会費で裁判をしました。

坂本さんは「裁判にたずさわりながら運動を」と強調します。「小さくても組合がちゃんとしていと違いますよ。秋田相互銀行や支払基金の原告らを支援した組合は、男女差別事件を人権の侵害と位置づけ、男性の執行部を中心に大きく取り組んだ」

「労働者の要求を、どう法律を駆使して権利を確立していくかが弁護士士の任務です。既存の法律で間に合わないときは立法を求めていく。次つぎかかる新法の攻撃には、それに対応して働く者の権利を確立できる法律を」。女性たちの運動が生み出した均等法、育児休業法の歩みもそうでした。

女性差別撤廃条約らしい、性差別は許されないといい潮流は大きく発展しました。しかし、「運動がなかったら、条約も生きないんです。労働者のたたかいはあくまで職場が基礎です。働きやすい職

場をつくるために法律や条約をどう生かすか？ いい条約だって国際的な労働者のたたかいがあつて生まれたんですから」

資本は巧妙です。「女性の権利裁判がしめすように、差別定年制を撤廃したら次は職場内での差別、そして不正規雇用。いま正規労働者が減少しきまざまな不正規雇用がふえています。かつて雇用形態差別は女性が圧倒的でしたが、いまは男性にも拡大しています。男も女も人間らしく生き働く社会をつくりあげていくことが重要でしょう」

係争中の芝信用金庫、兼松、岡谷鋼機、日立などホットな裁判を担当。職務価値の立証など新しい課題も多い。「決定的なのは、こんなに差別がひどいんだとつきつけること。その実態を訴えない限り

りいまの裁判所はなかなか突破できません」

リストラ、派遣の急増など逆行する流れもありますが、「日本はダメ、男性はダメよとなげいてもすすみません。世界的な連帯運動もすすんでいきます。男性もふくめてどう運動を構築しどう広げるかを考えすすめることです」。たたかう人権弁護士のはいつも前をみえています。



本書に登場した裁判の大半を担当した弁護士**坂本福子**さん（東京・渋谷区の渋谷共同法律事務所）

36 今こそ変わるべき時——松島智恵子さんの墓で

カーンと晴れわたった冬空の下で、墓石も供えの花も光っていました。

碑銘には——

《はたらく婦人のため

労働者のため たたかひて

松島智恵子

ここに眠る》

この松島智恵子さん（第2章の17）は、「新工場に女はいらない」といわれて、日本鋼管を解雇された女性です。トレードマークはベレー帽。困難な一人争議を十四年たたかひぬいて勝利、一年足らずで亡くなりました。六十一歳。二〇〇二年でちょうど十五年になります。連載の終わりにもう一度彼女のことを考えたいと思いたち、命日の一月十八日、お墓を訪ねました。

川崎市多摩区長尾にある妙楽寺——。梅の花がひっそりと咲く参道から、古い山門をくぐり細い石段を上ると、小高い丘の上から川崎の街を望むように、墓碑は立っています。



松島智恵子さんの墓碑は仲間たちの協力でつくられ、絵画サークルで縁のあった住職のお寺に建てられた（神奈川・川崎市長尾）

「最近お参りした人がいますね」と松島守る会の事務局長だった大高陽さん。まだ新しい献花にくわえて、「智恵子さんは花が好きだから」と用意してきた黄色いスターチスなどを供える友の中村さん。五〇年代、松島さんが組合サークルの『経済学教科書』勉強会に参加していたころ、中村さんは慶応の学生でした。講師の黒川俊雄教授について学習会にきていらい、故人とは長いつきあい。

印象深く覚えていることがあります。「セーターを洗ったら、新聞紙を丸めて中に入ると、早く乾くし変形しないよ、と教えられましたね。小さいころから貧乏で苦勞した松島さんは、そんな暮らしの知恵をいっぱいもつてる人でした」

松島さんは、「女はいらない」という差別を許さず、十四年たたかかってついに解雇撤回

を実現。喜ぶひまもなく脳内出血で倒れました。通夜の席では「鉄の男」たちが棺に向かつて「ばか死ぬな」。葬儀には、作業着を着た東芝の女性労働者など、多くの女性の姿が目立ったそうです。

中村さんはいいました。「思想というより、生活から身についた強さ。だからこそ、あそこまでがんばれた。もし生活の苦労がなければもっと長生きできたろうにとか、いろいろに思いますが、十四年の裁判は、彼女の持ち味が花開いて全力投球でしたね。大きなものを残しました。彼女の人生はまつとうされたんですよ」

——鈴木節子さんの《結婚退職制は憲法違反》の判決に始まる歴史を追ってきました。

はじめに、そしてそれから何度か、女性たちの裁判はリレーのようだと書きました。一つの裁判から、次の裁判へ、受け継がれていくバトンをイメージしたからです。この取材中、お目にかかった名古屋放送の大木捷代さんは、ちょうど自分の歩みを文章にされたばかりのところで、そのタイトルが《バトンタッチ》だったのは、偶然とは思えないものがありました。もう昔のこと、とご自分の体験もなかば「封印」されていた大木さんが筆をとったのは、「いま、なんだか私たちのたたかいた昔話ではなくなつたような気がしたから」といわれたことも、ふしぎなほど思いが重なっていました。

さていま、リレーのバトンを受け取る位置にいるのは、若い人たちです。「超氷河期」の就職難や、ある意味では昔よりきびしい職場の現実に生きています。彼女らにこそ、「大きなものを残した」松島さんら先輩たちの歩みを、引き継ぐことを期待したいところですが——。

住友金属の北川清子さんが大学のジェンダー講座に招かれて話したとき、大学生が書いた感想を紹介して、幕をひきたいと思います。

一人の学生はいいいます。《北川さんの話を聞いてショックで、働くことへ希望を失い、恐怖や不安を感じてしまった。法律のあいまいさや社会のむごさを、私はいまも信じたくはない。しかし、これを現実と受け止めて、私たちは生きていかななくてはならない。社会に負けずたたかえる知識と能力を、これから身につけていきたい》

別の一人は、《社会の中に多くの男女差別があることを学んだいま、女性である私の立場からも許せないし、許してはならない。(日本は)今こそ変わるべき時だ》とも……。

ここに希望を確かめつつ、ひとまずペンを置きます。愛読ありがとうございます。